

## 保険のセーフティネットの見直しに関する政令、府省令等（案）の概略

### 全体像

保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年 5 月 2 日法律 38 号）の一部の施行（平成 18 年 4 月 1 日）に伴い、以下の政令、内閣府令・財務省令等を、11 月中を目途に公布し、平成 18 年 4 月 1 日に施行する。

#### ○一部改正

- ・ 保険業法施行令
- ・ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（以下「保護命令」という。）
- ・ 保険業法施行規則
- ・ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則
- ・ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「金融関連 e 文書法規則」という。）

#### ○制定

- ・ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令第一条の六第三項の規定に基づき、同命令第五十条の五第三項に規定する予定利率のうち基準利率を超える部分を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより算出される率等を定める件（以下「共同告示」という。）

### 概要

1. 生命保険契約者保護機構の新たな財源制度に関する規定の整備
2. 損害保険契約その他の保険契約の種類、予定利率等を踏まえた補償率等の見直し
3. 「運用実績連動型保険契約」（改正後保険業法 118 条 1 項）に関する規定の整備

### 具体的な内容

#### 1. 生命保険契約者保護機構の新たな財源制度に関する規定の整備

- 平成 18～20 年度の破綻に係る政府の補助の要件の一つとなる額（資金援助等に要した費用が当該額を超えることを要する額）を、4600 億円から破綻保険会社につき更生計画認可の決定があった日等における生命保険契約者保護機構（以下「機構」という。）の借入残高を差し引いた額とする。
- 平成 18～20 年度の破綻に係る資金援助等に要した費用が上記の額を超えることとなるかどうかの判定にあたっては、当該費用の額から、機構の保険契約者保護資金の残高及び機構の会員の未納負担金等の額を差し引いて判定することとする。
- 平成 18～20 年度の破綻に係る政府の補助に関し必要な手続等を定める。
- 機構の借入金の限度額の特例（9600 億円）を、平成 17 年度中の破綻限りとする。  
（保険業法施行令など）

## 具体的な内容（つづき）

### 2. 損害保険契約その他の保険契約の種類、予定利率等を踏まえた補償率等の見直し

#### ○ 損害保険のセーフティネットの見直し

- 損害保険会社に係る補償対象契約の範囲を、日本における元受保険契約一般とする。ただし、自動車保険以外の第二分野の保険契約については、個人、小規模法人（常用従業員 20 人以下の法人）又は管理組合が保険契約者であるものに限る。
- 特定補償対象契約（改正後保険業法 245 条 2 号）とは、以下のものとする。
  - ・ 第二分野の保険契約（自賠償保険契約を除く。）
  - ・ 第三分野の保険契約のうち、短期の傷害保険契約、特定の海外旅行傷害保険契約
  - ・ その他第三分野の保険契約（年金型契約を除く。）のうち積立勘定に係る部分
- 管理を命ずる処分に伴う業務停止の例外として特定補償対象契約の解約を受け付けることができる期間を、当該業務停止の時から 3 か月とする。
- 特定補償対象契約の補償率を以下のとおり定める。
  - ・ 破綻後 3 か月までに発生した保険事故に係る保険金 - 100%      ・ その余 - 80%。
- 上記にかかわらず、家計地震保険契約・自賠償保険契約は、保険契約者を問わず補償対象契約とし、補償率は 100% とする（現行どおり）。
- 上記以外の保険契約の補償率は、90% とする（現行どおり）。

#### ○ 保険契約の予定利率に応じた補償率の見直し

- 補償率 90% の補償対象契約のうち高予定利率契約（予定利率が過去 5 年間常に基準利率を超えていた保険契約）に該当するものの補償率を、 $(90 - \text{補償控除率})\%$  とする。ただし、基準弁済見込率（資金援助がない場合の想定弁済率）を下限とする。
- 基準利率とは、生保会社・損保会社それぞれにつき、過去 5 事業年度の全社利回りの年平均値を超えるものとして金融庁長官・財務大臣が定める率とする。  
金融庁長官・財務大臣が定める率は、生保会社・損保会社とも、年 3% とする。
- 補償控除率とは、 $\{(\text{予定利率} - \text{基準利率}) \times 5 \times 1/2\} \%$  とする。

#### ○ その他

- 機構の運営委員会・評価審査会の構成、開催状況等の情報開示を定める。
- 保険募集に際し、補償対象契約の範囲および高予定利率契約に係る上記補償控除率制度に関する書面交付・説明義務を課す。
- ディスクロージャー資料の記載事項に、機構に対する負担金を加える。  
(保護命令、保険業法施行規則、共同告示など)

### 3. 「運用実績連動型保険契約」（改正後保険業法 118 条 1 項）に関する規定の整備

- 運用実績連動型保険契約（運用の実績が全面的に保険契約者に帰属することとなる保険契約）その他の特別勘定を設置すべき保険契約の定義を規定する。
- 運用実績連動型保険契約に係る特別勘定（以下「特定特別勘定」という。）を一般勘定及び特定特別勘定以外の特別勘定と分別して管理するための体制等（帳簿等の作成・保存を含む。）を整備しなければならないこととする。
- 運用実績連動型保険契約のうち特定特別勘定部分を、補償対象契約から除く。  
(保険業法施行規則、保護命令、金融関連 e 文書法規則など)

以上